

公安委員会	「道路交通法施行規則の一部を改正	令和6年11月7日
説明資料No. 1	する内閣府令案」について	交 通 局

1 改正の内容

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

構造上出すことができる最高出力が4.0kW以下の総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車に新たに区分する。

2 意見公募手続の実施結果

令和6年8月30日（金）から同年9月28日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、511件の意見が寄せられた。

改正案について

- 簡便で身近な移動手段としての原付を持続可能とするため、現行の免許制度のまま運転できる体制を維持していくことは非常に重要で、二輪車の車両区分見直しは、妥当かつ必要

といった賛成意見のほか、

- 125ccの二輪車は今の原付と比較して大型で馬力があり、出力を抑えても技能試験のない原付免許で運転できるようにするのは危険という意見
- 出力制限の改造防止措置や、新基準原付と出力制限のない125ccの小型二輪車を外見上識別できることが必要という意見
- 最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車に限らず、総排気量125cc以下の全ての二輪車を原付免許で運転できるようになるという誤った解釈が広まらないよう周知する必要があるという意見

等があったが、これらの内容について検討した結果、原案のとおり改正する。

3 施行期日

公布：令和6年11月13日

施行：令和7年4月1日

1 概要

警察共済組合職員が、SNS上で有料で特定個人の住所情報の特定を希望する者を募り、同組合本部において年金関係業務で使用するシステム端末を利用して、特定個人の住所情報等を不正に入手し、第三者に漏えいするなどしたものの。

2 実施済みの措置

- 6月14日 警察共済組合に対する報告を求める監督命令
- 7月8日 監督命令に関する同組合からの報告（1回目）
- 8月6日 監督命令に関する同組合からの報告（2回目）
- 10月11日 監督命令に関する同組合からの報告（3回目）
- 10月15日 同組合に対する弁明の機会の付与の通知

3 業務の改善を求める監督命令

11月7日、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）第144条の27第5項等に基づき、内閣総理大臣（警察庁長官が補佐）から同組合に対して、以下の事項について、業務の改善を求める監督命令を行う予定。

- (1) 不正照会を防止するためのアクセス権の管理及び照会手続の厳格化
- (2) 不正照会及び漏えいを防止するための物理的対策の実施
- (3) 不正防止等のための体制強化
- (4) 個人情報の管理に関する教養の徹底

4 同組合における対応

- (1) 関係職員に対する処分の実施
- (2) 監督命令を踏まえた改善措置の実施

5 外部監査（臨時監査）

12月以降、地方公務員等共済組合法第144条の27第4項等に基づき、同組合における業務の改善状況等について、警察庁長官官房長が臨時監査を行う予定。